令和 5 年 10 月 19 日 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和6年度再商品化実施委託単価(案)について

令和6年度再商品化委託申込み時に必要な、再商品化義務量算定のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、パブリックコメント終了後に確定するため「暫定値」として「量・比率」(案)を使用しています。

## ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

再商品化実施 (1)市町村からの引取り見込量×②再商品化事業者見込委託単価+③協会経費=④ (5)特定事業者等からの再商品化委託申込見込量

# <今和6年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

1140千及丹间田门关地女的千圃少井田区地2 (千圃 亚银八 为真化成)							
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥令和 6 年
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの	度
		見込量	委託単価		(千円)	再商品化実	再商品化実
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×②) +	施委託申込	施委託単価
					3	見込量(ト	<b>≒</b> 4)÷5)
						ン)	(円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	8,700	84,917	954,917	92,400	10,400
	茶色	102,000	10,000	84,917	1,104,917	82,200	13,500
	その他色	137,000	17,700	84,917	2,509,817	117,300	21,400
PETボトル		7,700	56,200	*472,773	905,513	142,000	6,500
紙製容器包装		7,500	14,600	327,499	436,999	17,970	25,000
プラスチック製容器包装		709,629	61,000	901,000	44,188,000	716,600	62,000

- 注1)上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆 有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収 入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)
- 注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。
  - \* P E Tボトルの協会経費は 1,331,554 千円ですが、令和 6 年度有償収入に関わる消費税相当額 858,781 千円を充当するため、同額を減額します。この結果、特定事業者の実質的な協会経費負担は、472,773 千円③となり、特定事業者が負担する費用は再商品化委託費用 432,740 千円(=①×②)と実質的協会経費 472,773 千円③を合算した 905,513 千円となります。

なお、有償拠出金の前期 3 月と当期 3 月の差異 35,566 千円は来年度予算に持ち越し、協会経費への算入は行いません。

## (参考1) 令和5年度再商品化実施委託単価について

#### <令和5年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

(1)相3中及円間間10人間支配中間3年日間20人			(中國 並既八 万莫州成)				
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥令和5年
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの	度
		見込量	委託単価		(千円)	再商品化実	再商品化実
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×②) +	施委託申込	施委託単価
					3	見込量(ト	<b>≒</b> 4+5
						ン)	(円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	7,560	82,378	838,378	141,600	6,000
	茶色	102,000	8,670	82,378	966,718	118,400	8,200
	その他色	143,000	17,500	82,378	2,584,878	161,400	16,100
ΡΕΤボトル		4,500	61,500	*2,540,699	2,817,449	205,000	14,000
紙製容器包装		7,500	13,000	325,546	423,046	18,960	23,000
プラスチック製容器包装		745,400	61,000	949,000	46,418,400	808,200	58,000

#### 注1)及び注2)については上記と同様。

\* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 276,750(千円=①×②)に協会経費を加算したものとなります。</u>協会経費の額は、消費税負担分(2,990,000(千円))を含めると 3,288,251(千円)となりますが、令和 5 年度有償収入に関わる消費税相当額 1,429,530 (千円)を充当することから同額が減額となり、他方、有償拠出金の前期 3 月と当期 3 月の差異充当分 681,978(千円)は加算となるため、特定事業者の実質的な負担費用は、2,540,699 千円③となります。

### (参考2) 令和4年度再商品化実施委託単価について

### <令和4年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

THE TATIONS OF THE PARTY OF THE PROPERTY OF TH							
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業者等	⑥令4年
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	からの再商品化実	度再商品
		見込量	委託単価		(千円)	施委託申込見込	化実施委
		(トン)	(円/トン)		≒ (1×2) +	量(トン)	託単価
					3		4÷5
							(円/ト
							ン)
ガラスびん	無色	103,800	7,100	81,029	818,009	160,900	5,100
	茶色	105,600	7,700	81,029	894,149	125,400	7,200
	その他色	141,000	16,900	81,029	2,463,929	104,400	23,600
P E Tボトル		17,000	50,000	1,022,518	*1,020,518	202,000	5,000
紙製容器包装		8,400	11,000	316,953	409,353	30,900	14,000
プラスチック製容器包装		700,800	57,000	866,000	40,811,000	780,400	53,000

### 注1)及び注2)については上記と同様。

\* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 850,000 (千円)、協会経費 1,022,518 (千円)</u>合算の 1,872,518 千円となりますが、令和4年度有償収入に関わる<u>消費税相当額 852,000</u> (千円) を充当するため実質的な負担費用は、1,020,518 千円となります。